

全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会設置について（案）

平成〇年〇月〇日
厚生科学審議会がん登録部会決定

1. 設置の趣旨

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 17 条第 2 項及び第 21 条第 7 項に基づき、厚生労働大臣が全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用しようとするとき、又は全国がん登録情報の提供を行おうとするときは、あらかじめ、法第 15 条第 2 項に規定する審議会等の意見を聴かなければならぬとされており、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号）第 5 条において、法第 15 条第 2 項の政令で定める審議会等は、厚生科学審議会とするとしている。このため、厚生労働大臣が意見を聴く審議会等として、厚生科学審議会がん登録部会に「全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の検討事項

- (1) 法第 17 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用しようとするときの同条第 2 項の規定に基づく審議
- (2) 法第 17 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣が同条同項第 1 号から第 3 号までに掲げる者に全国がん登録情報の提供を行おうとするときの同条第 2 項の規定に基づく審議
- (3) 法第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報の提供を行おうとするときの同条第 7 項の規定に基づく審議
- (4) その他委員会で審議すべき事項

3. 委員会の構成

委員会は、厚生科学審議会がん登録部会運営細則第 2 条に基づき、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」）により構成する。なお、法第 15 条第 3 項の規定により、委員会委員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

4. その他

その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。